

住民のみなさんにできること

障害者差別解消法で、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。



障害のあるみなさんの声を聞かせてください

障害を理由とする差別で困ったときなどは、まず市区町村の担当窓口にご相談ください。そこでの解決が難しい場合も、内容に応じた相談窓口が紹介されます。また、それぞれの関係機関と連携する「障害者差別解消支援地域協議会」の設置など地域ぐるみのネットワークづくりもはじまっています。みなさんの積極的な声が、差別のない社会の実現につながります。

平成28年4月スタート

みんなで取り組む

障害者差別解消法

障害を理由にした差別(区別や制限など)をなくしましょう



誰もが平等に学び・働き・暮らせる社会へ

「障害者差別解消法」は障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。

この法律は行政機関や事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務でもあります。みなさん一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくようにご協力をお願いします。